

社会保険料控除 早見表（親の保険料）

対象になる保険料／年金天引き・口座振替の扱い | 登録不要・無料

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 2

国税庁と法律の原文どおりに整理した早見表です(2026年10月6日確認) タックスアンサー No.1130 は「令和8年4月1日現在法令等」、「令和8年分 年末調整のしかた」は令和8年7月1日現在の法令にもとづく。個別の判定や税額の計算はしていません。親の保険料が自分の控除になるかどうかの最終判断は、所轄の税務署か税理士に確認してください。

社会保険料控除の要件と金額(原文)

国税庁 No.1130:納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。これを社会保険料控除といいます。

控除できる金額は、その年に実際に支払った金額または給与や公的年金等から差し引かれた金額の全額です。

所得税法第74条第1項:居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

社会保険料控除の対象となる保険料(令和8年分 保険料控除申告書の裏面の説明・原文)

①	国民健康保険の保険料や国民健康保険税
②	健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。)
③	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料)
④	介護保険法の規定による介護保険の保険料
⑤	国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金
⑥	農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など

申告書の裏面:あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。国税庁 No.1130 には「社会保険料の範囲」が1～14の一覧で示されています。

介護保険の保険料は、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人は原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています(年末調整のしかた)。

支払い方法ごとの扱い(だれの控除になるか)

支払い方法(当サイトの整理)	だれの控除になるか	国税庁の説明(原文)
親の年金から天引き(特別徴収)	年金を受け取っている親本人の控除	なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。(年末調整のしかた)
口座振替(後期高齢者医療制度の保険料)	口座の名義人の控除	一方、口座振替により徴収される保険料を支払った者は、その口座の名義人であるため、その口座の名義人(被保険者または被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限ります。)に社会保険料控除が適用されます。(No.1130 Q6)
生計を一にする親の保険料を子が支払った	支払った子の控除	本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。(年末調整のしかた)

口座振替の名義人は、被保険者または被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限ります。後期高齢者医療制度の保険料は原則として年金から特別徴収されますが、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより口座振替を選択できると国税庁は説明しています(No.1130 Q6)。この表は支払い方法の切り替えを勧めるものではありません。

国税庁 No.1130 のQ&A(妻の公的年金から特別徴収されている例):介護保険料などの社会保険料が、あなたの妻の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなたが支払った社会保険料ではありませんから、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

「生計を一にする」:「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。(No.1180 Q&A・所得税基本通達2-47)

その年に支払った分・前納(原文)

- 本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。(年末調整のしかた)
- 本年中に支払ったものであれば、過去の年分のものであっても本年分の社会保険料控除の対象になります。(No.1130 Q1)
- 前納した期間が1年以内のものについては、本年分の社会保険料控除の対象として差し支えありません。なお、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択することもできます。(No.1130 Q2)

出典(2026年10月6日確認・国税庁/e-Gov)

- 国税庁 タックスアンサー No.1130「社会保険料控除」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1130 Q&A(Q1～Q7) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130_qa.htm
- 国税庁 タックスアンサー No.1180「扶養控除」Q&A(「生計を一にする」の意義) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm
- 国税庁 所得税基本通達2-47(生計を一にするの意義) <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/01/07.htm>
- 国税庁「令和8年分 年末調整のしかた」2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/107.pdf>
- 国税庁「令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書」と記載例(年末調整の各種申告書) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>
- e-Gov 法令検索「所得税法」第74条(社会保険料控除) <https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC000000003>

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/shakai-hokenryou-koujo 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です(国税庁タックスアンサー No.1130「令和8年4月1日現在法令等」、国税庁「令和8年分 年末調整のしかた」、所得税法第74条にもとづく。2026年10月6日確認)。当サイトは税理士ではなく、個別の判定や税額・還付額の計算はしていません。親の保険料が自分の控除になるかどうかは、所轄の税務署か税理士に確認してください。

親の保険料の書き出し表(通知書・領収書・通帳を見ながら書き留める手元の記録)

No	保険料の種類(印)	保険料を負担することになっている人 (氏名・続柄)	支払い方法(印)	保険料支払先の名称	その年に支払った金額	証明書・領収書メモ
1	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
2	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
3	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
4	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
5	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
6	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	
7	☐ 国民健康保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 介護保険 ☐ 国民年金 ☐ その他()		☐ 年金から天引き ☐ 口座振替(名義人:) ☐ 納付書など(支払った人:)		円	

列名は国税庁「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄(社会保険の種類・保険料支払先の名称・保険料を負担することになっている人の氏名・あなたが本年中に支払った保険料の金額)を参考にしています。合計や控除額の計算欄、「対象／対象外」の判定欄は置いていません。

確かめる観点(国税庁の説明に照らして)

- ☐ 保険料の種類は、保険料控除申告書の裏面①～⑥・国税庁 No.1130 の一覧(1～14)に入っているか(申告書裏面・No.1130)
- ☐ その保険料を実際に支払ったのはだれか。年金から天引きなら年金の受給者、口座振替なら口座の名義人(年末調整のしかた・No.1130 Q5～Q7)
- ☐ 保険料を負担することになっている親と、支払った人が「生計を一にする」か(No.1130・No.1180 Q&A・所基通2-47)
- ☐ その年に現実に支払った金額か(未払いは含まれない／1年超の前納が入っていないか)(年末調整のしかた・申告書裏面)
- ☐ 国民年金の保険料・国民年金基金の掛金なら、証明書類が手元にあるか(No.1130・年末調整のしかた)

観点を確かめても、控除になるかどうかの最終判断は所轄の税務署か税理士に確認してください。

受け方と証明書類(原文の要点)

- 申告先は所轄税務署または勤務先(No.1130)。年末調整では「給与所得者の保険料控除申告書」に、国民年金保険料など直接支払った社会保険料を記載し、給与から差し引かれた社会保険料は記載しません(記載例)。
- 国民年金の保険料・国民年金基金の掛金で本人が直接支払ったものは、金額の多少に関係なく証明書類(厚生労働省又は各国民年金基金が発行した領収書や証明書など)が必要。それ以外の保険料等は証明書類は不要です(年末調整のしかた)。
- 令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出するときは、国民年金保険料等の証明書類の添付・提示に代えて、一定の事項の記載がある明細書を添付できます(No.1130)。

証明書・領収書のメモ欄

国民年金保険料の控除証明書:届いた日・保管場所

.....

保険料の通知書・領収書:保管場所

.....

口座振替の口座(名義人)・通帳の保管場所

.....

勤務先に保険料控除申告書を出した日

.....

税務署・税理士に確認した日・確認した内容

.....

確認先

- 保険料の金額・納め方:手元の通知書・領収書、口座振替の通帳(わからないときは保険料を納めている先)
- 保険料控除申告書の出し方:勤務先
- 「生計を一にする」か・自分の控除になるか:所轄の税務署・税理士
- 申告書の様式と記載例:国税庁「年末調整の各種申告書・記載例」(当サイトでは様式は配布していません)